

平成23年度

第39回埼玉県景観審議会

平成24年2月21日（火）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前10時01分 開会

○(司会)毛須主任 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます田園都市づくり課主任の毛須でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

景観審議会の開会の前に、資料の確認をいたします。

封筒に資料を入れさせていただいておりますが、まず、次第でございます。続きまして、座席表と配付資料一覧が1枚、**資料1**埼玉県景観計画(変更案)の概要について、続きまして、**資料2**が埼玉県景観計画(変更案)でございます。**資料3**が景観計画の新旧対照表の抜粋でございます。**資料4**が景観計画の変更スケジュール(案)でございます。**資料5**が景観計画における昨年5月の景観審議会からの修正点についてでございます。**資料6**は、公共事業景観形成指針の運用の見直しについてで、前回第38回景観審議会の意見と対応でございます。**資料7**は、公共事業景観形成指針チェックシート(案)でございます。**資料8**は、チェックシートの資料編でございます。**資料9**は、公共事業景観形成指針の専門家アドバイス(案)、こちらの3枚目にアドバイスの案が載っております。**資料10**につきましては、行田大橋の現況調査結果でございます。**資料11**につきましては、今回の審議会の議案に対する意見ということで、事前に福森委員からご意見をいただいた資料でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから第39回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち12名の出席をいただいておりますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しましたことをご報告申し上げます。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、堀会長が議長となり、議事の進行をお願いいたします。

○堀議長 おはようございます。

議事を進める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして本日の議事録署名人を指名したいと思います。本日は清水委員と中津原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてですが、傍聴希望者は本日よりいらっしゃいますか。

○大槻副課長 おりません。

○堀議長 いないということですので、議事に入ってよろしいですね。

○大槻副課長 はい。

○堀議長 それでは、次第に従いまして、進めていきたいと思えます。

まず、埼玉県景観計画の変更につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### **議題1** 埼玉県景観計画の変更について

○下主任 景観・屋外広告物担当の下と申します。私から説明させていただきます。

ご覧いただく資料は、資料1から4まででございます。

まず、本日、埼玉県景観審議会にお諮りさせていただきましたのは、埼玉県景観条例第5条の規定によりまして、景観計画を定めようとするときは、埼玉県景観審議会の意見を聞くものとする定められておりまして、変更する場合も同様とされているためでございます。

景観計画とは、平成16年に策定された景観法の基本となる仕組みでございます。景観行政団体がその考え方を示し、区域を定めて、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものでございます。法に基づく景観行政団体である埼玉県は、平成19年度に埼玉県景観計画を策定いたしました。建築物、工作物、物件の堆積につきまして、使用できる色彩の基準、面積及び物件の堆積高さを定めております。一定規模を超える行為を行う場合は、景観法に基づく届出が必要となります。

それでは、変更案の概要についてご説明いたします。

**資料1**をご覧ください。

埼玉県では、平成23年9月1日に「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的な考え方」を策定し、県北の産業振興を目的とした産業地誘導を図っていくことになりました。県北地域は、広大な田園景観や屋敷林などの農村景観、比企丘陵などの豊かな景観が広がる地域でございます。これらの地域において産業地誘導に伴い、地域景観に調和しない建築物等を抑止するために変更を行うものでございます。

変更する区域は、下の区域区分図において赤で囲っている区域でございます。開発圧力が高いと思われる東北道、関越道が存する圏央道以北の12市町で、用途地域が定められていない区域でございます。

次に、主な変更の内容でございますが、その前に、下の区域区分図で現行計画の概要についてご説明いたします。

まず、白抜きの部分については、市が独自で景観行政を行っている区域でございます。さいたま市、川越市など現在15市に及んでおります。色のついた部分が県の景観計画区域でございます。平成19年の埼玉県景観計画策定時に景観計画区域を水色で区分されている一般

課題対応区域と青色の特定課題対応区域の圏央道沿線区域、この2区域に区分いたしました。

なお、今回変更するオレンジ色の部分は、現行計画においては水色の一般課題対応区域でございます。

まず、埼玉県景観条例で商業地域を中心に行われてきた建築物の色彩規制の届出制度を、白抜きの区域を除く県全域に拡大し、水色の一般課題対応区域といたしました。

次に、平成24年度全線開通予定でありました圏央道整備を効果的に生かし、積極的な産業地誘導を図っていく青色の圏央道沿線区域は、乱開発抑止を目的として、一般課題対応区域よりも小規模な建築物と物件の堆積の届け出を義務づける特定課題対応区域といたしました。

今回の変更後は、このうち特定課題対応区域に、新たにオレンジで示しております圏央道以北高速道路沿線区域を設けようとするものでございます。このオレンジの圏央道以北高速道路沿線区域では、県北地域の産業地誘導に伴う開発圧力の高まりによる乱開発抑止を目的として、圏央道沿線区域同様に小規模な建築物の届出を義務づけるものでございます。

具体的な届出対象行為につきましては、区域区分図の上の表をごらんください。

建築物については、高さが15mを超えるものまたは建築面積が1,000㎡を超えるものから建築面積が200㎡を超えるものに、工作物につきましては、高さ15mを超えるものから高さ10mを超えるものに変更となりまして、現行よりも小規模なものも届出の対象となります。

なお、今回の変更につきましては、届出対象の規模を変更するものでございまして、色彩制限などの現行の規制内容についての変更はございません。

次に、変更スケジュールについてご説明いたします。

**資料4**をご覧ください。

昨年4月に変更の素案を作成いたしまして、5月17日の第37回埼玉県景観審議会においてご審議いただきました。その後、関係市町の意見照会、住民説明会においていただいた意見をもとに修正した後、景観法の規定に基づきまして2月17日に開催された埼玉県都市計画審議会に諮問いたしまして、意見なしの答申を受けております。そして本日、第39回埼玉県景観審議会にお諮りさせていただいた次第でございます。

今後は、知事決裁、決定告示を行いまして、6カ月間の周知期間を置いた後、今年10月に施行の予定でございます。

以上で、資料1から資料4までの説明を終わらせていただきます。

○大槻副課長 それでは、引き続き資料5と11についてご説明させていただきます。

まず、初めに、**資料11**、福森委員から事前にいただいたご意見についてご説明させていた

だきたいと存じます。

最初の資料11ですが、1につきましては、これは資料2に対するご意見なので、資料2と一緒に見ながらお話しさせていただきたいと思います。資料2の5ページ目、上の方にあります伊の圈央道以北高速道路沿線区域の中の（ア）東北道沿線の1つ目のポツでございますが、その中の斜面林についてのご意見をいただきまして、この記載につきましては削除させていただきたいと考えております。

次に、資料11の2番についてでございますが、同じく資料2の5ページの今の（ア）のところの1つ下、（イ）の関越道沿線の1つ目のポツの遠望というものに対してご意見をいただいているのですが、ここの遠望の使い方は、近景や中景を含め遠景まで見渡せる状況を示すものとして使用させていただいておりますことから、このままにさせていただきたいと考えております。

それと資料11のご意見の3から6と8から10までのご意見につきましては、今回の変更が圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方に基づくものであるために変更箇所を限定させていただいております。これらのご意見につきましては、今後全体見直し等を行う際に参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料11の7のご意見でございます。これは資料2の9ページの、ウ、特定課題対応区域（圏央道以北高速道路沿線区域）の（ア）建築物に建築基準法等の条文が書いてないというご指摘だったのですが、これは8ページのアの一般課題対応区域、（ア）建築物に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）」という規定を9ページにも書かなくてよろしいのかというご意見だったのですが、法文の書き方同様にこちらで建築物を定義させていただいております。これ以降の建築物は建築基準法第2条第1項に規定するものということで取り扱っておりますので、ここであえて記載はしておりません。

また、面積基準の違いはとのご質問もお受けしております。今回の圏央道以北高速道路沿線区域は、特定課題対応区域の既存の圏央道沿線区域の基準と合わせて、建築物であれば200㎡を超えるものというような表現にさせていただいております。また、1,000㎡というのは基本的に工場等のような建築物を想定しております。200㎡というのは沿道にございますファミリーレストランやガソリンスタンドなどを想定しております。

最後に、11と12のご意見についてでございますが、これにつきましては資料5をご覧ください。実は以前送らせていただきました資料5の記載が市町村課の意見だけで、私どもがど

ういう判断をしたかということを書いていなかったために、誤解を与えるような内容で、誠に申しわけございませんでした。今回差し替えさせていただきましたので、概要について説明させていただきたいと思えます。

まず、資料5の表の1番で、以前は、今回変更する「圏央道以北高速道路沿線区域」とともに、「圏央道以北広域幹線道路沿線区域」という区域がございました。ここから圏央道以北広域幹線道路沿線区域を今回の対象から外しました。その修正理由ですが、国道など既存の一般道路である「圏央道以北広域幹線道路沿線区域」は、圏央道と直結して高速道路ネットワークを形成する「圏央道以北高速道路沿線区域」よりも圏央道整備に伴う波及効果による開発圧力は少ないと判断し、今回の変更においては、特定課題対応区域に「圏央道以北広域幹線道路沿線区域」の追加は行わないことといたしました。また、秩父地域の市町からは届出が適用除外されている自然公園区域が多いため、届出行為強化は不要でないかという意見もございました。

次に、2番の今回新たに設ける圏央道以北高速道路沿線区域において、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積を届出対象にしなかった理由でございますが、現在物件の堆積を届出対象としている圏央道沿線区域では、用途地域の定めがない区域というのは全域が市街化調整区域でございまして、開発に当たっては都市計画法による規制がございます。今回物件の堆積を届出対象として追加しようとしていた圏央道以北地域では、用途地域の定めがない地域は、市街化調整区域のほかに非線引き都市計画区域や都市計画区域外も含まれます。これらの区域では、開発に対する立地基準が特にないため、工場等の建設も可能になっております。

景観法では建築行為や堆積そのものを禁止するような制限は行うことができません。修景などにより、地域景観と不調和とならないよう緩やかな規制を行うものでございます。

従って、景観計画では、堆積につきましては高さが3mを超えないようにし、周囲から堆積物が見えないような高さの塀を設けるといような規定となっております。今現在、高いフェンスを設けて中が見えないようにして作業などを行っている、いわゆる「ヤード」の問題との関連もあることから、今後、よりきめ細やかな修景方法等について議論を重ねた後に届出制度を適用すべきと判断いたしまして、今回の変更対象外といたしました。

また、北部の市町からは立地規制のない地域においては、堆積高さを3m以下にさせることで誘導より規制のほうが強化されてしまうといような意見も出ておりました。

以上で、景観計画の変更に関する説明を終わらせていただきたいと思います。何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○堀議長 ありがとうございます。

まず、資料1から4までにつきましては、景観計画の変更ということ、それに関連しまして、今の資料5と資料11についての、補足的な説明がありました。

特に福森委員から、大変丁寧に、精力的にご検討いただいて資料11を出していただきましたので、まず、最初に福森委員から少し、今の説明に関連してコメントなりご意見をいただければと思います。

○福森委員 今の説明、私の満足度から言うと50%です。やはり指摘した事項で、例えば第1もそうですけれども、単なるコピーだったというようなこともあると思いますし、それから、私、説明不足で一番、もっと説明が欲しかったのは通し番号で8番、全て自然を破壊する根源の内在するものというのはここにあると思うのです。こういったところは環境審議会であれ、景観審議会であれ、森林審議会であれ、やはり県民生活を思えば、環境保全ということを考えてもっと真剣にとらえていただきたいと思います。人間の生活があって自然の景観というものを語れるわけですから、そのためには8番の「普通地区」の取り扱い、こういったことは、先ほど今後の計画等に盛り込んでいくための検討材料にさせていただくということがございましたけれども、その辺を信じて、是非その辺の取り組みをお願いしたいというふうに思います。

また、今、会長よりお時間をいただいたのですが、あとは議事対象外ということですので、私は送っていただいた資料に基づいて感想を述べたということでございます。ありがとうございました。

○堀議長 何かそれに関して、さらにコメント等、事務局からはございますか。

特によろしいですか。

それでは、そのほかのことも含めて、もちろん資料11に関連することでも結構ですので、お気づきになりましたところからご質問、ご意見等いただければと思います。

○吉岡委員 では、貴重な時間なので、素人から。

実は大変、とてもいい勉強の機会と思ったので、行田大橋と、そこから国道125号線ですか、ずっと西のほうに行って、花園インターから関越道を走ってみました。まさにその場所がこれに含まれていると思う中での質問なのですが、看板類というのは工作物の10m以下というところにどう関わってくるのかなというのが1つです。関わらないでスルーしてしまうものなのかどうかという危惧があります。道路の両わきに看板がすごいですね。けばけばしいし、すごく大きいし、秩父の山並みや比企丘陵とか農村地帯の景観を随分損なっている

印象がありました。

関越道は下りではなく、上りしか走れなかったのですけれども、確かに廃棄物の処理場は高速道路からは見えにくく、二、三個しか見えなかったですし、高さも比較的低いのですが、上から見る場合はかなりよく見えます。それから、もう既存のものだから、これはこれから行為を行うものの届出だという印象ですので該当しないのでしょうか、いろいろなラブホテルとか、若干ですが、けばけばしい建築物もありますし、それから、高速道路に入ったり出たりする近辺は装飾がすごいですね。そのような印象を持ちましたので、私の質問としては看板類はどのような対応になるのか。それから、既にあるものはそのまま構築されるのかということが一県民の立場からの質問です。以上です。

○堀議長 屋外広告物の話と、それから、建物デザイン、高さとか、そういう基準は満たしていても、デザインに関してどうなのか、2点かと思いますが、事務局から、補足がありますか。

○吉岡委員 市が管理している場合もあると思いますけれども、もう一つは道路に歩道橋がありますよね、歩道橋の色、これはひどいですね。あらかじめ何となく認識していたつもりだったのですけれども、市によって随分違うし、ひどい色と感じましたので、行田大橋について後ほどご質問したいと考えております。以上です。

○堀議長 広告物、それから、建物デザイン、それから、色彩のことですね。事務局からお願いします。

○大槻副課長 看板につきましては、もちろん工作物の高さが15mを超えているもの若しくは10mを超えているものは規制を受けることになります。それは景観法での規制となります。それ以外のものにつきましては、屋外広告物法という別の法律の適用になっているという話しかできませんで、基本的には色とか、そこまでは規制していないというのが実情でございます。

また、デザインのけばけばしいラブホテル等に対する既存不適格について、法律上今後どのように変わっていくのかということですが、基本は法律が施行される前からあったものについては、既存不適格扱い、もしそれが色を塗り替える場合については対象になるということになっております。

更に、市町村の行う歩道橋の色というようなお話だったと思うんですけれども、公共建築で今回行田大橋のように県が行うものについては、県自らが基準を作って、ある程度の規制を行ってはいるのですが、市町村に関してまでは強制してないというのが実情でございます。



以上です。

○井上課長 補足させていただきます。

まず、1点目の屋外広告物に関してですが、これにつきましては昨年改正いたしました。郊外部の、都市部ではなく、郊外の例えば野立て看板という、自家用でない、お店にある看板ではなくて、田んぼの中や畑の中にぽつんと立っているような看板、これについては鮮やかな色彩を規制するという変更を昨年度行いました。

それから、歩道橋の色については、県が景観行政団体になっているところでは基本的に公共施設の景観指針というものが働くわけでございます。また、景観行政団体である市はこれらについて独自で定めているものでございまして、ある一定の基準をもつての規制はかけられますが、この規制前にできた歩道橋の色はまだこの規制の対象でないということになりますので、塗りかえの際にはこういった規制がかかることになります。

○堀議長 今の最初のご質問は、屋外広告物、多分、野立て看板をイメージされているのだろうと思うのですが、それが仮に10mを超えない場合であってもよくないものがあるのではないかと、そういうものはどうなるのだというご質問だったのですが、それは屋外広告物条例で対象になりませんか。

○井上課長 なります。

○堀議長 なりますよね。1つ1つ個別に審査して、今立っているものがその基準ができる前に作られたものか、あるいは基準ができた後にその基準に従って作られているか、どちらかだというふうにお考えください。もちろん違法というのはとりあえずこの場合には置いておいて、それは多分ないと思いますので、どちらかだというふうにお考えいただければと思います。

○吉岡委員 現状が一応適法であるということですね。古いもの以外……

○堀議長 そうですね、既存不適格と言って、要するに新しく基準が厳しくなったときに、前のものを取り壊せということはないのです。そのようにして存在しているというものは非常に世の中によくあるので、気になるかもしれませんが、決して違法ということでは原則ありません。

○吉岡委員 違法でないとして、ならばよいのかというところが景観の問題で。

○堀議長 もちろんそうです。だからこそ、我々がいろいろ厳しくしたり、よく検討しているわけですね。

○吉岡委員 唯一、私のレベルの満足度が合ったのはドトールコーヒーの看板というのでしょ

うか、それとすぐそばにあるレストラン、カフェのところの色彩や形がよく配慮しているなという感じがしました。そのほか真新しいものも多々あったと思うのですが、もしあれが法律上OKということであるならば、さらに厳しくしたほうがいいのではないかと思います。これは意見です。

○堀議長 デザインの問題は非常に難しく、何をもっていいとするか、悪いとするかというのは大変難しい問題があるのです。これは水掛け論に、景観条例に限らず、世の中にはいろいろ規制がありますよね。そういう規制というのは、やはり公平性、平等性というものを原則としていて、誰もが分かって、誰もが納得できる基準というのが基本です。これはデザインが悪いという話になりますと、いや、私の設計した建物のどこが悪いんだという話になるので、例えば色彩の範囲を決めるとか、高さの10mを超える、超えないという、分かる形で定めるのです。これがいいデザインかどうかという話になるとなかなか難しい問題がございます。ただ、そういう意識がおありだということはよく分かりましたので、そういう意識がやはり我々の基本で、それを何とか県民が納得できる形で基準化していくというのが基本です。

○吉岡委員 私がこの公募に応募した大きい理由の1つが、私旅行好きなのですけれども、明らかに関越道なり東北道なりから埼玉県内に戻ってくると、急に景観が極端に悪くなるわけですね。その大きな理由の1つが、例えば1つのものとしての広告、立て看板がすごく増えていき、色の問題、大きさの問題、多分関越道を下りていったら、その違いがどんどん見えてくるのではないかと思います。以上です。

○中津原委員 高速道路から見える広告物というのは規制がありましたよね。たしか高速道路から何m以内の区域について。

○井上課長 禁止区域になっています。

○中津原委員 そうでしたね。要するに運転しているときにやたら広告が見えると危険なので、高速道路運転中は見えないようにという趣旨の規制です。

○吉岡委員 確かに一般道路よりも少ないです。けれども、実際は皆無ではありませんでした。

○中津原委員 何m以内ですか。

○吉岡委員 ついこの間走ったばかりです。

○藤井委員 見えるのは自家広告物で、野立て看板ではないのではないですか。

○堀議長 そのはずですがね。

○藤井委員 独立看板は許可になりません。

- 堀議長 ヨーロッパでは200mとかあるんです。だから業者は201mのところを立てるということがヨーロッパでも非常によくあります。日本は、いや、ないと思いますけれども。
- 中津原委員 500以上とかありましたよね。
- 藤井委員 近かったら、逆に新幹線は見えないですからね。
- 堀議長 いや、新幹線から「727」の看板等もたくさんありますよね。狙って作っているから非常に近くにあります。
- 吉岡委員 そう、狙って作っています。
- 堀議長 いや、日本では民法が強いので、土地所有権のほうが強いのです。
- 吉岡委員 関越道は住宅が多いから比較的わきが高いです。だから、もちろん見えは全然違って、少ないです。けれども、皆無ではない。
- 堀議長 利用者からすると自家広告か野立て看板かなんて関係ないですしね。看板が目立つという県民の意識は事実でしょうから、規制の考え方や仕組みをなるべく県民に分かりやすい形で示していくのが私たちの仕事かと思います。
- 藤井委員 すみません、私は屋外広告のほうの代表で出てきているものですから、ちょっと参考意見を述べさせていただきます。
- 堀議長 お願いします。
- 藤井委員 看板については、一般市民から今のようなご指摘を受けることが多いのですが、やはり残念ながら、違法の看板も業者が沢山立てています。残念ながら、そういう取り締りもなかなかかどってないというか、行政からの指導も少ない。また、現実に立っているものを無理やり撤去するということになると、かなり費用がかかるのでなかなかできないということで、できれば、違反広告は県なり市町村なりができるだけ努力して、広告主の企業とか業者を指導して、出さないように、また、出したらもう罰金があるということは条例で分かっていることなので、どんどん、撤去する前に罰金を取っていくような指導をしてほしいのです。そうでないと何年たっても、看板屋さんが悪いんだ、看板が悪いんだというイメージだけが残るのです。だから、できれば我々業界もイメージよく、気持ちよく仕事をしたいので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
- 堀議長 事務局からありますか。
- 井上課長 我々、先ほど下からあったように景観・屋外広告物担当ということで、屋外広告物法も適用しております。やはり今、藤井さんがおっしゃったように、一步一步やっているということで、まずは郊外の野立て看板からということで取り組んでおります。また今年度、

電飾に関する調査もやっております、一步一步皆さんのご理解を得ながら、規制の強化を考えていきたいと思っております。

また、そういった中で県と、政令市のさいたま市、中核市の川崎市など持ち回りで、業者さんを対象にする勉強会なども開いております、普及啓発にも努めているところでございます。なかなかいろいろな方がございまして、一步一步進めていかなければいけないということで、我々もまた屋外広告物も合わせてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○中津原委員 **資料 1**のところの赤枠の区域の件についてなのですが、これは市町村単位で指定しているということなので、実態に即しているのか疑問があります。例えば、鳩山町についてなのですが、要するに変更対象は関越道が通っている市町村の区域、そのうちの用途地域の定められてない区域ということで、鳩山町は通ってないですね。通ってないのですけれども、関越道の近傍であるということは疑いようがない。その辺は市町村の意向も含めてどのように判断されたのかと疑問に思いました。

○堀議長 鳩山町が新たな区域に、特定課題対応区域に入らない理由ですね。

○大槻副課長 これは届出制度になっているために、例えば関越道から距離で500mとか1 kmの地域ということでやりますと、その地域が入るかどうかがかなり判断が難しくなります。実は既にもう行っている圏央道沿線区域をやるときにもそのような議論が出まして、そのために圏央道や高速道路の通っている市町村を対象にしましょうということで進めさせていただいております。

○堀議長 通っているかないかという判断だということですか。

○中津原委員 何かちょっと実態に合わないような気がします。圏央道もそうです。蓮田や伊奈など近くへ接しているながら区域に入っていません。市町村の区域であるかどうかということよりも、ネットワークの問題です。つまり、圏央道の周辺の道路を使ってそこに施設が立地するわけだから、そういう意味ではすごくしゃくし定規で実態に合わない区域だという感じはしますね。

○堀議長 いかがですか。実態に合わないのではないかというお話です。実態に合っているんだということであれば問題ないわけですがけれども。

○中津原委員 手続上の問題で定められているのだと思うのですがけれども。

○堀議長 その辺の判断は難しいですね、どこまで影響があるのかという線引きが。適用を受けるほうからすると、通っている、通っていないでやってくればわかりやすいというのはありますよね。通っていないけれども、おまえのところも入れると言われるとどうしてなんだという話は当然出ますので、その辺は行政判断ということではないでしょうか。

景観計画、例えば今回変更をするように、将来にわたっても変更しないということではございませんので、実態に合わなくなれば、当然見直しをかけるということですから、今回はこれでよろしいでしょうか。

○中津原委員 なかなかこれから大変だと思うからいいですけども、一応ご意見として申し上げておきます。

例えば鳩山町等でその後の段階、運用で、ほかの東松山と同じようなそういう事態がいろいろ起こってきているということが分かったら、鳩山町も組み入れるといったようなことをやっていただければと思います。

○大槻副課長 分かりました。今、会長の話もありましたが、臨機応変に市町村からそういった声が上がれば、入れていきたいと思っております。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。本日はこの景観計画の変更ということについての審議会としての意見を求められております。本日最終になりますので、言い残しのないようにしていただければと思います。

では、特段ないようでしたら、景観計画変更案につきまして、意見なしということによりよろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○堀議長 それでは、提出されました景観計画変更案について、意見なしということにしたいと思います。

では、続きまして、**議題の2**です。「行田大橋の色彩について」、これも事務局からご説明をお願いいたします。

## **議題2** 行田大橋の色彩について

○持斎主査 それでは、次の議題の行田大橋の色彩について、私、持斎から説明させていただきます。

資料10をご覧くださいと思います。

「国道125号行田大橋の色彩について」でございます。

今回この案件をお諮りすることになりましたのは、こちらの埼玉県公共事業景観形成指針

第5の1におきまして「公共施設の外観の仕上げに用いる素材や塗装は、別表の色彩制限基準に該当する色彩としない。ただし、市町村が地域カラーを定める場合、又はシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合はこの限りでない。」ということがございまして、これに基づきまして意見を聞くものでございます。

別表の色彩制限基準について簡単にご説明申し上げたいと思います。資料10を1枚めくっていただきまして、この後ろの表です。代表的な20の色相について、この赤で囲まれている鮮やかな色ですが、これは原則的に使ってはいけませんよと、使う場合は景観審議会の意見を聞いた上で使用してくださいというものです。

それで、今回の対象物件が国道125号の行田大橋ということですが、次のページの位置図をごらんください。

場所が埼玉県行田市大字小見地内でございます、周辺の状況は市街化調整区域となっております。田園景観が大きく広がっているような地域でございます。

また、次のA3の図面と写真が載っている資料をごらんいただきたいと思います。

今回の行田大橋の大きさでございますが、橋長につきましては295mでございます。図面でごらんいただけるように秩父鉄道と武蔵水路、それから、県道をまたぐ跨線橋及び跨道橋でございます。

この橋梁の側径間部、これは両側ですね、両端の部分がPC桁と呼ばれるコンクリート製の桁になっています。行田側が54m、羽生側が35m、PC桁の部分がございまして、真ん中、中央径間部が鋼桁、鉄製の桁になっておりまして、そこが205m、この中央径間部に塗装するというものでございます。

すぐ隣には1期線が20年前にできております。今回はこの1期線の写真でご覧いただけるような水色と同一色で塗るというものでございます。この色がマンセル値で表現いたしますと色相がおよそ2.5B、明度が7、彩度が8程度と考えております。先ほどの色彩制限の表をご覧になっていただいたと思いますが、この2.5Bという色相では彩度が2を超える色彩及び明度が2以下の暗い色彩が制限されております。

そのような状況ですが、既に建設されている1期線につきましては平成20年度に再塗装したものでございます。このときはこの公共事業景観形成指針はまだ施行されておりました。

この行田大橋のような並列橋、2本が並んでいる並列橋について、橋の色が異なる橋梁は現在県内には存在しないところでございます。そのため行田大橋につきましても同系色で統

一したいという考えでございます。また、新しくできる2期線におきまして、景観基準に適合する色彩を選択した場合、通常橋梁の塗装は、おおむね25年ごとに塗りかえるため、今後20年にわたり並列橋で色が異なるという状態が続くことにもなります。

また、こちらの写真をご覧になっていただけると分かりますとおり、跨線橋でございますため、この橋桁の背景は空となる場合が多いです。現在のこの水色の色合いにつきましては地域住民等にもなじまれているという状況でございます。

それから、A3の資料の裏の絵をご覧になっていただきたいと思います。

今回のこの橋梁、鋼桁につきましては、ご覧のように曲線の入ったスレンダーな形状をしております。県道をまたぐということからも県民が目にすることの多い地域のシンボルとなり得る公共施設でございます。

また、今スレンダーな形状とご説明いたしましたが、この鋼桁部分の高さ、一般部、中央付近で大体2.5mくらいの高さがございます。左右の薄い部分で2.1m、橋脚部分の一番厚みのある部分で3.6mの高さがございます。

なお、この橋梁の地面からの高さでございますが、秩父鉄道の軌道上から武蔵水路の上まで大体7mから8mくらいの高さの橋梁となっております。

以上で行田大橋の色彩についてご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○堀議長 平成22年に景観計画で色を決めたのですね。

○持斎主査 指針は、21年から施行したのになっています。

○堀議長 21年でしたか。21年に色を決めたのですね。その前年20年に色を塗ったのですね。その色がその後21年にできた指針から外れているということで問題が起っています。

それで今、持斎さんから説明がありましたが、資料10、1枚目の裏側を見ていただきたいのですが、ここに色がいろいろ出ていますよね。一番左の列の下から2つ目、青です、ここの青の中の、ここを見たらえれば分かるのですが、この青の中の赤で囲っている部分は使ってはだめよとなっているのですね。つまり青はほとんど使えないのです。1つの問題は、当然決めた基準なんだから守りなさいよというのが1点あります。一方、本当にこの基準、これを見ますと、つまりちょっとでも色気がついているのが余り使えないという基準になっています。本当にこれでよかったのだろうかという疑問が、特に藤井さんなんかは思わずこれを見たらびっくりなさるでしょう。色は使うなど言っているようなものですね。本当にこれは今後も私たちはこれに縛られてやっていっていいのだろうかという話が多分あ

ろうかと思います。

今はともかくこの基準がございまして、これを守らなければいけません。それで先ほど説明がありましたように、審議会がいいと言えれば使えることになっています。なぜ今回こうやってお諮りするかと言えれば、先ほど説明がありましたように、既にできているものがあって、その隣にセットで——上り線、下り線がワンセットで道路というのはできるわけですが、セットになるものがつくられる。すぐ横につくられる。それを全然違う色にしているのかというところで問題が生じた。これは国道ですけれども、県施行のものでして、県としてはやはり行政の一貫性から同じ色にして、これはそんなに悪い色ではないのではないということから、景観審議会ぜひ検討していただきたいということで本日上がってきたというところでございます。

では、ご意見をいただければと思います、どうぞ。

○福森委員 私が事前にお配りした資料11の通し番号の25に書いておりますけれども、これはしゃくし定規に考えれば、先ほど会長がおっしゃった説明に従うところだと思います。ただし、見た目、それから、地域住民になじまれているという、アンケート調査をやったのかどうということの説明があるのか分かりませんが、私がここに書いている意味は、マンセル値として理解してよいかということですが、結局、今の色とあわせて20年後、どういう退化していくか分かりませんが、兄弟橋のように上下並んで架設されるわけですから、その辺をやはり塗装のプロ、色彩のプロが判断して、こうこうだけれども、今現状では余り違和感のないように、余り新旧のバランスが壊れないように、その辺を柔軟に考えたいと、私の意見を訂正したいと思います。以上です。

○堀議長 ありがとうございます。セットで今の橋と違和感のないようにしたほうがいいのではないか。つまり全く同色にすると見えが違ふから同じに見えないという可能性もあるので、同じように見えるようにしよう。これに関しては私も後でお話ししますが、同感でして、ただ、今問題になっているのは要するに青ということがともかく基準から外れているので、青に塗れないというのが現状の基準なのです。それに関して福森さんは、青でいいんじゃないかということをお話して、その先の話として、同色に塗ってしまうと違和感が出るかもしれないから、その辺の微調整は専門家にしっかり見てもらったかどうかという、そういうことでよろしいですね。

○福森委員 はい。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。



○高橋委員 この議論ですけれども、審議会でOKなら使えるということでございますけれども、先ほど話も出ましたように、既存不適格とそうでないもの、そういう話になったとき、審議会を通れば色が変わってもいいのだという話になってくると非常に困る問題がいろいろ出てくると思うのです。だから法的根拠だとか、きちっとした理論武装ができない限り使っ  
てはいけない色を使うという、違う物件が出たときに、審議会を通せば使ってもいいのではないかという恐れがあると思うのです。これはこれで通ったとしても、その後の問題が非常に大きいような気がするのです。建物でも、やはり既存不適格になったものとそうでない建物が増改築するときは当然新しい法律に基準を直すわけで、そういう厳しい規制の中でやっていますので、そういう拡大解釈をされると非常に困ると思うのです。

極端な言い方をすれば、使っていけない色を使っているのなら、前の色も全部塗りかえてしまえばいいのではないかという論法さえ出ると思うのですよ。だからその辺を何でこうやらなければいけないんだという、そういったものをはっきりしないと、後々に問題を残すような気がいたします。以上です。

○堀議長 景観形成指針では、埼玉県景観審議会の意見を聞いた場合この限りではないと書いてあるけれども、それをむやみに使うべきではないという意見で、私も全くそのとおりですね。今回の場合には前提として一体のものとしてできるので、違和感が出ると逆に景観的に問題が起こるだろうということがあるわけです。だからそのところはしっかりと明記して説明するべきであって、多分、単独で今回のこの案件が出てきたら、新しく橋をないところにかけて、それでこの色を使いたいと言ったら、恐らくだめだと思うんです。今回はあくまで一体のものをつくる、そのときに違和感がないようにということなので、それはきちんと理論武装といいますか、県民が十分納得するような形で文章化していただきたいと思いません。

○中津原委員 例えば既存の橋が真黄色だったりしたら、また話は違ってくるでしょうけれども。

○堀議長 違うでしょうね、それはもうケース・バイ・ケースでしょうね。セットで作るんだ  
ったら何でもいいかと言うと、そうではないです。

○吉岡委員 専門家の方がたくさんいるので、差し出がましいようですが、私実際に見て思ったのは、色は確かにきれいな色なのですけれども、それは橋となって、向こうにある空といかに調和しているように見えたとしても、適切ではない色だというのが印象です。作ったときにどうしてこの色を選んだのかと実は感じました。空の色、自然の植物の緑をまぜればい

いというものではないのではないのでしょうか。逆に、極端に言えば、せっかくこれだけの専門家の方がいらっしゃるわけですから、1つは、塗ってある面積もお金にしたら幾らなのかちょっと分からないのですが、この際両方塗ったらいいのではないかなということが1つあります。もう一つは、先ほどからお話が出ていますように既存のものと新しくできるものは南側と北側に面していたように私には思うので、必ずしも一緒には見えないのです。通り抜けて南を見たときに、逆光で新しい橋が見えているという感じになるんですよ。だから、うまく法律にも合いそうで、そして調和のとれるような色を専門家に考えていただく、このまま同じ色を塗るということはしないほうがいいのではないかなというのが意見です。以上です。

○堀議長 色がきついということですか。

○吉岡委員 きついというのものもある、もちろん明度と彩度から言ったらすごいと思うのですが、それと同時に、空に調和する青と緑がよりよく、たくさん見えるように、その発想自体が残念ということですか。

○堀議長 そうであるから、つまり御存じだと思いますが、例えば県の道路の関係者は1人も来ていないでしょう。つまり景観審議会は景観審議会だよ、おれたち関係ないというのが今の県の、ちょっとこれはどこまで書けるかどうかわかりませんが、ざっくばらんに言いますとね。それを何とか、そうじゃないと、県でやる河川にしても公園にしても、もちろん道路にしても、それは埼玉県を形成する重要なものなのだから、是非とも我々のグラウンドへ入ってきてください。決して私たちは何でも反対の審議会ではありません。いい案をきちんと出して県をより良くしようと考えていますと。

道路のほうもいいものを作ろうと思っているわけです。我々ももちろん埼玉県をよくしようと思っているわけです。歩み寄れるところが必ずあるはずなので、いいアイデアを出して、是非歩み寄りたいし、今後こういうことが起こらないようにあらかじめちゃんと私たちの話を聞いてよというためにも、今回是非ともいい案を出して、向こうも納得し、県が良くなるように、そんなふうにしていただければありがたいなと思っております。

では、専門家、色の専門家にちょっと伺ってみたいと思います。

ちょっとその前に、1つ、今の北と南にかかるというのは非常に重要な話で、当然太陽が当たるほうが明るく見えます。だから先ほどの福森委員の話につながるのですが、同色にすると北側の橋の色は当然濃く見えます。ここはもう是非とも、少し岩松さんのアイデアをお借りして、私は少し明るくしたほうがいいと思っているのですが、禍根を残さないようにや

っていきたいと思います。

では、お願いします。

○岩松委員 私も審議資料が追加できた途端に、まさか現場を見ないでコメントするのはまずいと思ひまして、先週個人的に見に行きました。

まず、色全般に関して言いますと、このくらいの色紙の大きさで見たもので例えばこの色とか決めた場合、大体が大面積になりますと明度アップ、彩度アップとなります。大抵鮮やかに見えるようになります。もちろん立面で大きなものか、あるいはこういうふうに長いものは、色彩をやっている人間だったら、だれでも必ず現場を見に行きます。今、先生におっしゃっていただいたように日照条件によっても違いますし、シーズンによってもまるで見え方が違いますので、特にこういうアウトプットですと、そもそも画面とあれもずれるくらいですから、デジカメなどもほぼ、記録にはなりますけれども、正確なものではないわけです。ですから、マンセル値で決めるということになるんですが。

私が資料を見て疑問に思ったのは、持斎さんに電話をして、本当にマンセル値は幾つなのかと聞いて、その昔のマンセル値ということで教えていただいた数値もあるのですが、少なくとも同じではないだろうと、この写真は本当に本物と同じ色かということもありましたし、あともちろん指針には彩度の高いものは全部禁止になっています。

それから、1個だけで見ても意味がないので、全体の風景がどうなっているか。景観法の前、例えばどのように色が決まっていたかということ、余り考えていないので、どれに決めようかと決めていなかったのだと思います。いい例が先ほどおっしゃっていただいた歩道橋の色などで、今でもとんでもないブルーに塗り直されたりもしています。

まず、色は割と、私の想像に反して意外とこのアウトプットの色に近い印象でした。これが5Bと言われる、これはマンセル色相の5Bというもので、今皆さんが見ていらっしゃるものと、これが10Bあたりなのですが、5Bよりは、私の印象ではずっと2.5、つまり緑がかって見えました。先週私が見に行ったときはおかげさまで曇天でした。曇りで、それと冬に見るメリットというのは日差しが弱いということと、意外と形ははっきり見える。要するに周りに緑がないものですから意外とはっきり見えるので、そのメリットはあります。夏に見ますとどうしても日差しが強いので、かなり輝いて見えてしまうということと、強く見える印象があるのです。ですが、曇天で見たときに余り派手に見えるようであれば、余り好ましくないわけです。

先週見た私の素直な感想でいきますと、ブルー系というのはアンケートを行って、1色1

色、色紙で見せて聞くと、それほどみんな嫌だと言わないのです。例えば白とかブルー系で絶対嫌ですという人は余りいないのです。赤や黄色やオレンジですと、大抵が賛否両論いろいろあります。ですから、ブルー系は寒色で、暖色の赤などに比べるとずっと前に寄ってくるような、前進で威圧感があるような感じではないのです。

1期線は、基準の前のものなので、では本当は塗りかえる場合には今の指針に合わせるといふ決め事ですが、だからと言って、2つあるのを例えば片方はブルー系なのに、片方はなじませるベージュ系にするということはありません。先ほどのご意見のように両方塗り直すのならともかく。

このブルー系に関して言うと、私も遠くから、秩父鉄道からも眺めてみましたし、下からも見てみたのですが、多分聞けば嫌な色とは認定されないのだと思います。それと周りの皆さんが長年見ていた色ということは、その20年に塗りかえる前からずっと退色するのを見ていたのだと思うのです。基本的にはだんだんさめていくわけですから、その一番最初の色と本当に合っているのかどうか知りませんが、今の色自体はちょっと鮮やかかなと私も思いましたし、彩度8、例えば光が当たっていれば彩度9、10あたりまで鮮やかに見えるだろうと思いました。

1つの案としては、1期線が20年たったらまたもとの色と同じ色を塗るということになるかと常に鮮やかな色になるわけですね。そうすると永遠に鮮やかな色になってしまうのではないかと。

○堀議長 いや、違います。今度はもう基準があるので、これに合わない色は使えないですね。

1期線の塗り替えが基準前だったから問題が起こっている。でも、それは我々ここでよくないと言えないです。基準ができる前なので。

○岩松委員 そうではなくて、今度このままの色に塗ったとしたら、20年後にはこの1期線はまたその色に合わせるということになるのか。

○堀議長 そのときには一緒に塗りかえてもらう。

○岩松委員 塗りかえる。

○堀議長 もちろんです。

○岩松委員 ブルー系なので、現状の1期線より彩度を少し落とせばいいのではないかと。先ほどセットで塗るとおっしゃっていましたが、両方一遍には見えないと私は思いました。こっちから見ている人が帰りに見たからと言って、色が違っていると思わなければいいわけなので、ブルー系で多少なりとも彩度を落としてみればいいのではないかと。実際自然光で

も日が当たっているときと影になっているときではかなり明度、彩度が違いますので、そういう考え方も1つはあるかと思いました。

色は、皆さんもそう思っていらっしゃると思うのですが、デザイン以上に水掛け論になりやすいのです。好き嫌いで話をしたら、永遠に結論はないと言われておりますし、実際、景観の色の場合には今あるいい色を守るといふことと、変だったら直すといふこと、あと何かほかにもいいものをより作っていかうといふこと、この3つのポイントしかないと思いますので、その辺の調整かと私は思います。

○堀議長 ありがとうございます。

先ほど吉岡委員のほうから、塗り直したらいいのではないかという話がありましたが、先ほど私から説明しましたように、道路サイドをこちらに引き入れるためにも、塗り直しという無茶はとても言えないです。これには数千万かかります、億に近いです。それをこの間塗ったばかりなのです。それを景観審議会が塗り直せ、そんな乱暴な無茶なことは口が裂けても、私会長として言えません。それはちょっとお許しいただきたい。ありきで、不満は私が一番不満なのです。何でこんな色に塗ったのかと言いたくてしようがないのだけれども、そこはちょっと大人になりまして、ありきでぜひ議論をしていただきたい。

そうしますと一番建設的なのは、今の色と同色ではなくて、今の色に合うように、つまり景観としてなじむように、それは福森委員や岩松委員が言ったとおり、私もそのように思っています。太陽の当たり方が違うので、同じ色に塗ったらおかしいのです。一緒に見えないのではないかという話がありましたが、そんなことはないのです。人間というのは記憶します。だから一緒に見えなくても、あれは2つがセットになっていますから、一緒にイメージで見るとは可能です。それは頭の中でそのように見てしまうので、全然違うものにはできません。従って、日の当たり方を調整して、詳細なマンセル値は改めて決めていただきたいと思いますが、原則としては今の橋に合わせて色を塗っていただくということ自体は結構だろうと思います。

さきほど高橋委員が、審議会がいいと言ったらいいのかという危惧を言われましたが、そうではないのです。今の事情を皆さんよくお分かりいただけたかと思いますが、それがありますので、事務局で作文していただいて、誰もが納得できるようなきちんとした形にして、改めて出していきたくと思います。つまり今の意見をまとめますと、審議会としては全く異議なしではなくて、同色で構わないけれども、微調整は必要だと、そのような形になるかと思っています。その文章は事務局に、私に一任していただいて、私もチェックしますので、そのような形で取りまとめていただきたいと思っています。

以上ですが、いかがでしょうか、何か追加のご意見はございますか。

どうぞ、藤井さんから。

○藤井委員 現在の色と基準の範囲内の色との違いというのが分かるような資料がないとなかなか判断しづらいと思うのです。できれば、せっかく決めた基準なので、私は基準を守ったほうが良いと思います。まして我々県の審議会でこうやって審議していますので、良いとか悪いは別にして、これからの基準になる色はきちんと使ったほうが良いと思います。逆に使うことによって、きちんとした色の指定は県のほうから示されたのだという違いが市民なり建築業者なりに知れ渡ると思うので、私は基準以内の色にしたい。ただ、同系の色で基準内の色にしたほうが私は良いと思います。以上です。

○堀議長 そうしますと、今、藤井委員からは違う意見が出されました。これは審議会全体としての意見というふうに後でしなければいけないので、まず、その点、とどめておいていただきたいと思います。

そのほかにいかがですか、どなたか。

○中津原委員 私は会長の言われたことでよろしいと思います。ただ、先のことですが、平成20年に1回古い橋を塗り、再塗装を25年後くらいとすると、平成45年くらいに塗りかえることになる。新しい橋を塗るのが平成25年か26年とすると、20年たったところで古い橋とフェーズが合ってくるわけで、そのときには、両方一緒に基準（この基準も変わるかもしれませんが）に合った色で塗り直すようにしてくれということを附帯意見として付けていただければと思います。

○堀議長 はい、分かりました。

なかなか難しい問題ですが、審議会としての意見をまとめなければいけません。今2つありました、藤井さん、高橋さんもそうだと思いますが、やはり決めた基準は守るべきではないか。つまり審議会としてはOKを出せませんという意見にするか。それから、同色ということではなくて、一体に見えるように色の微調整をしていただいて良しとするという意見と2つあるかと思うのですが、事務局にお尋ねしますけれども、どのようにすればいいですか。採決というのもちょっと生々しいので、どのような形にしたらよろしいでしょうか。何かそういうアイデアはありますか。

○持斎主査 事務局といたしましては、会長を中心にご意見をいただいた、北側と南側という現場状況を勘案した上で、色彩の微調整を図りながら、基本的には同色で塗装してくださいということで現場のほうに伝えていきたいと考えておるところです。

○堀議長　そういうことでよろしいですか。さきほど言ったような道路サイドなどの事情がいろいろありまして、そうするのがいいと思うのですが。

○岩松委員　少し付け加えさせていただくと、今の基準で例えばこれからの橋を塗ったとしますと、結構ブルー系なもので、いわゆる橋のコンクリートの色がありますよね。あれが無彩色というか、色味がないのでかなりグレーになります。こちらの橋の例えば彩度をすごく低くしますと、かなりブルーっぽいというよりはコンクリートの塊のように見えるかもしれません。それで彩度の近辺というのは、何事も数値というのはその近辺というのは難しいわけで、ですから、見えと色の場合には本当に指定した数値と見えが著しく異なるということがあるので、余り彩度を落とすと、今度はセット橋には見えなくなるかもしれないと思います。

○堀議長　ありがとうございます。

それでは、時間が押しておりますので、結論を出したいと思います。今、持斎さんからありました事務局提案でよろしいでしょうか。もう一度改めて伺いますが、特に高橋委員と藤井委員、よろしいですか。

○高橋委員　反対しているわけではありません。

○堀議長　説明がきちんとつくようにということで、一度それは作文していただいて、文章を作っていただいて、文案については私と調整をしていただければと思います。

では、文案に関しましては私に一任させていただきたいのですが、事務局案のとおりの意見とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、少し補足で状況を説明しますと、実は、これは岩松さんが専門なのですが、青い塗料が安いのです。だから青い橋ってたくさんあるのです。御存じのように公共施設というのは今お金がなくて、なくて、大変なのです。

それから、青が実は一番退色しないです。黄色とか赤はもう悲惨なのです、すぐ色が全然なくなってしまうので。こういう色は一見きれいだから、よさそうだと思って塗ると、今の維持管理費が削減される中で、どんどん塗り直すまでの期間が長くなっていますので大変なことになるという、そういう事情もございます。だから、私なんかは青を塗ると言えば、まあ、そうですねと納得するのです、いろいろ知っているものだから。

では、続きまして、報告事項、埼玉県公共事業景観形成指針の運用につきまして、ちょっと時間を押しておりますので、手短にお願いできればと思います。

#### **報告事項1** 埼玉県公共事業景観形成指針の運用について

○持斎主査　それでは、これは前回に引き続き埼玉県公共事業景観形成指針の運用の見直しに

ついてご報告させていただくものです。

お手元の**資料6**をご覧ください。

現行では、アピールシートという、担当している事業について景観上どんな工夫ができたかというアピールをするシートがあるのですが、現行の様式の記入が、自由記述主体の様式となっていて、非常に記入の困難がございまして、なかなか担当者による記入が進まない。それから、記入していただいていたとしても、なかなかその内容が充実したものになっていないという問題がございまして、それを改善すべく検討しているのがこのチェックシートでございます。

前回ご説明したとおり、対象事業については景観上の重要性が高い事業を場所や工種の観点から絞り込むものとしております。また、どんな工夫ができたかというのを自由に書いてもらうことも含めて、どのような具体的な景観デザインが可能であるのか、担当者がチェックできるような仕組みづくりとして考案しているものでございます。

前回ご報告させていただきまして、皆様からご意見をいただきましてから、12月、1月に事業を持っている関係各課、約20課を集めまして2回の検討会を行いました。そこでいただいたご意見をもとに修正を行いまして、今回再度ご報告させていただいている次第でございます。

今後、本日のご意見をいただいた上で、年度内に案の修正を行いまして決裁をして、4月よりこのチェックシートの運用を施行する予定でございます。

**資料6**の次のページから、前回皆様からいただいた意見とその対応状況について記載させていただきました。また、その後、第16回景観関連施策検討会議の意見と対応、その次の第17回景観関連施策検討会議の意見と対応、これは関係各課から出た意見とその対応状況でございます。本日は時間的な制約もございまして、個別の説明は省略させていただきますが、ご覧いただきたいと思っております。

簡単にチェックシートの中身について再度報告させていただきます。

絞り込んだ**資料7**をご覧ください。

絞り込んだ事業については、前回ご報告したときの内容とほとんど変わりません。ただし、各課との協議の中において、国立公園、県立自然公園の区域内において森林管理道については除くものとなりました。これは自動的に森林管理道が該当してしまうということになりますので、この区域からは森林管理道を除くとしたのですが、下の工種の条件の中で当てはまる場合は森林管理道でも対象になる、そういう考え方にしております。



また、橋梁につきましては、橋長25m以上のものに限定しました。また、水門を対象として加えているということで修正しております。

このような条件で、一体何件くらいの工事がこのチェックシートの提出の対象となるのかというのを参考に調査いたしました。それが資料6の一番最後のページの表でございます。

事務局としては現行の400件を下回る範囲内で考えていたところですが、集計の結果、全体で300件と事務局の想定どおりの数字となりました。国立公園、県立自然公園の区域の対象事業が約80件、公園、園地が42件、橋梁が16件、電線地中化が15件、塗装工事が12件、建築が85件、道路の関係が9件、5件、17件とございまして、擁壁、護岸等が整備される事業は20件ということで計約300件、毎年大体このくらいの数字が対象になると考えております。

それでは、チェックシートの中身について、簡単にご説明させていただきます。先ほどの対象についてのチェックのページの次のページでございます。ページ番号2、3と振ってあるページでございます。

まず、チェックボックスが2つ並んでいますが、該当する項目については左のチェックボックスをチェックした上で、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックしていただくという仕組みにしております。大きく、**1**眺められる対象としての工夫、それから、**2**眺める場所としての工夫というように大別しているところは前回と変わりはありません。

どんな事業でもチェックしなければならない共通の項目として**1**では15項目用意いたしました。「外観部分に色彩制限基準に該当する色彩を使用しないこと」のほか、「同一の断面形状が長く連続しないようにする」「特に景観的配慮を要する場所では、転落防止さく等が閉鎖的に感じられないようにする」など15項目でございます。

道路につきましては、次の3ページでございますが、「地形を生かした線形計画や、高架構造・上下線分離構造の採用等により、周辺の地形に調和させる」「法面の表情を和らげる」など5項目をチェック項目といたしております。

街路におきましては、「歩車道幅員比をできるだけ大きく（見えるように）する」「特に景観上の配慮を要する街路において、車道部の舗装材料に変化をつける。輝度の高い塗装材の使用を避ける」など3項目をチェック項目といたしました。

次のページにいきまして、4ページです。河川では、「場所にあった材料を使用し、護岸の表情を和らげる」「良好な河川環境の形成を実現するため、多自然川づくりを基本とした川づくりをする」など2項目。

園地では、「築山などにより地形をつくる」「園路を直線的な形状にしない」など2項目。建築・まちなみでは、「周辺の景観資源の眺めが阻害されないように、建物配置・形状を工夫する」「周辺との連続性を意識した調和した素材・色彩とする」など8項目をチェック項目といたしました。

この大項目の一番最後のところに、自由記述欄も用意しました。

眺める場所としての工夫につきましても、すべての案件でチェックする共通の項目で9項目、道路、街路で6項目、河川、調節池等で2項目、建築・まちなみで3項目、計20項目のチェック項目を整理いたしました。

なお、前回、具体的な景観資源を記入するスペースがないということでしたので、各々のチェック項目の代表的なチェック項目の中で、どんなものが周りにあるのか景観資源を記入できる記入欄を設けております。

それから、資料8番、これにつきましては個別のチェック項目を写真と文言で説明した資料でございます。今ご説明した35項目について、15ページを使って説明させていただいております。

簡単ではございますが、以上で報告を終わらせていただきます。

○堀議長 ありがとうございます。

それでは、今の説明につきましてご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福森委員 今回のこの資料、私も前回にしゃべれなかった、気づいた点について、追加で出させていただいたのですが、お答えいただいてありがとうございます。

総括的なことですが、これはチェックシートで、PDCAのいわゆるPDはこれでいいと思いますが、CとAがもっと大事だと思うのですが、これはどのようになるのでしょうか。運用の問題なので、担当者レベルで終わらせるような問題ではないと思いますし、その辺ご説明いただければと思います。

○大槻副課長 前回、これに対していろいろご意見をいただいた中で、前回の委員会的时候にインセンティブを与えて、少し褒めたたえたらどうかというようなお話もございました。今年から休止にいたしました景観賞は県の事業を対象としていなかったものですから、良かったものについては当課のホームページで公表する等、いいものについてはある一定でこういうものを行ったということを公開していく。これは少し工夫が必要ではないかということは、我々の技量にもよりますが、いいものについては場合によっては審議会に報告して紹介

する等、そんなような形をとっていただけらと思っております。

○堀議長 福森委員、ほかに追加で何かありませんか。

○福森委員 今のは少しピントがずれているというか、担当課所、担当者が記入するので、その内部担当課の流れを教えてくださいましたかということと、あと私が出した資料11の20番、これは埼玉県産材の利用という写真のことを言っていますが、このことの見解も踏まえて何か、それから、各部署の見解等、資料6に森づくり課のコメント等がありますけれども、やはり今差し替えは無理でしょうが、攻略本ですね。今後作られるときはやはり間伐材、これは色々ではなくて、やはりもっと大事な、県の三十数%しかない山林だけれども、これは有効な景観として保全していくために是非重要なことで、やはり縦割りを突破していく一つのきっかけともなると思いますので、その辺はお願いというか、アピールしておきたいと思えます。以上です。

○堀議長 最初の質問は、チェックシートの、アピールシートの中に何を盛り込んだらよろしいというお話でしたか。

○福森委員 これは入力原資とすれば、システム運用でその部署で上席者がそれをチェックして見たよというサインなど、今こういう時代ですからできているのかとは思いますが、それがこれでは分からないので、それをお聞きしたかった。

やはり1人担当者任せのようなことは絶対あり得ないわけでありまして、公の仕事ですの

で。

○堀議長 なるほど記入者情報はあるけれども、それをそれぞれのセクションの中でオーソライズする仕組みが必要である、ということですか。

○福森委員 それを全部とらえた上での評価云々というのは、その先の話はされたのです。

○堀議長 昔だと決済印を押したということですね。

○福森委員 それをやらないと、逆に運用性も高まらないだろうと思えますので。

○持斎主査 このチェックの時点をいつにするのが効果的かという議論がございました。これはチェックシートの各ページの最上部に書かせていただいておりますが、該当する項目について、まず、該当項目のチェックを工事の設計業務が終わって、工事の金額を出す積算という作業が終わって、その積算の書類を内部で決裁するときに関係書類としてこのチェックシートを一緒に回覧していただくということを検討しております。最終的には完成時に、完成書類、検査書類等と一緒にこのチェックシートについても起案していただくというようなことで、今現場と検討を進めております。

○堀議長 それから、もう一つは、埼玉県産材の利用というところに間伐材というようなことを具体的に入れたらどうかという。

○福森委員 グリーンの少しけばけばしいガードレールがありますけれども、あれも私は言ってみればバツとは思っていません。というのは、要は目立たないといけないので、道路運行上の安全を優先すればあなるということもあるのです。とは言え、埼玉県寄居事務所の案内で山を見たときにも実際間伐材が使われていて、景観的にもすごく良かったです。やはり日本の国の林業も含めて森林の問題を考える一歩の踏み出しでもあると思いますので、そういった意味でもアピールする上でこういった冊子にはどんどん載せていただきたい。これはセクショナリズム云々に関係なく、そういう意味です。

○堀議長 チェックシートに入れますか。

○福森委員 チェックシートではなくて、攻略本です。

○堀議長 攻略本に。

○福森委員 ですから、あえて刷り直すということではなくて、改訂版からでもいいと思います。

○堀議長 なるほど、分かりました。

○持斎主査 チェックシートの資料編の写真は、ご提案いただきましたような適切な写真があればどんどん掲載していきたいと考えていますので、ご指摘のあった間伐材利用のガードレール、これはぜひ写真を探して掲載する方向で検討していきたいと思います。

また、ちょっと説明を省いてしまって申し訳なかったのですが、福森委員からいただいたご意見の資料11について。例えば15番、眺望点というところに視点場を計画する、こちらで視点と言いかえさせてもらったのですが、これについては、既に修正させていただきました。18番の削除も既に対応させていただいています。あと19番、ここも「強力な」という言葉に違和感があるということですので、「非常に有効な」ということで修正させていただきました。その他の点につきましても今後修正できるかどうか検討していきたいと思います。

○堀議長 はい、お願いします。

○中津原委員 いずれにしろ、県の公共事業でこういうことを考えていただくことは本当に画期的なことだと思います。どこまで実が上がるか分かりませんが、とにかく考えていただくということから始めて、それがある程度できれば素晴らしいことだと思います。

あと書き込んだ後のことですが、資料6の1で、「WEB上の様式に記載し、県民に対して地域景観を活かした公共事業デザインのアピール」と書いてありますが、これは具体的に

どういふことなんでしょうか。このチェックシートの結果を県民に対してどのように公表していくのか、その辺はどうでしたか。以前お聞きしたような気がします。忘れたので、もう1回聞かせてください。

○持斎主査 現在のアピールシートにつきましては、独自のシステムを用意しまして、記入いただいたアピールシートをそのまま県民が閲覧できる仕組みになっています。今回のチェックシートにつきましては、直接チェックが入ったシートをそのまま県民が閲覧できても、しようがない部分もありますので、このシート一つ一つを公開するということは今のところ考えておりません。もし公開していくとすれば、先ほどのご意見にあったように特にできのいいものについて、何件か紹介するというやり方をすることができるかと考えております。

○中津原委員 公開しても分からないですかね。

○堀議長 難しいですよ。それぞれのいろいろな条件があつて、一律にいかないの、誤解を生むかもしれない。内部で切磋琢磨するという話と外部に出していくのとは少し違います。

○中津原委員 ワンクッション要るということですね。

○堀議長 要りますね、やはり。

○中津原委員 しかも悪いのを糾弾するのではなくて、いいのを褒めるということでしょうか。

○堀議長 現実の問題としては、やはりコストなんていうのがすごく効くわけです。でもコストをけちったからとか書けないではないですか。それで実際には効いているのですが、先ほどの青の話とか。だから、そのまま生で出しても分かりにくい点が多々あるので、少し工夫が要るのではないかと思います。

○井上課長 やはり今回アピールシートからチェックシートにしたのは、いきなり作つて、公開するには、実は現場の職員がまだそこまで景観に対する意識が向上していないということもあります。今回、県民への普及啓発とともに、職員の普及啓発というものが第一ということでチェックシートに変えた経緯もございます。

○堀議長 大変結構だと思います。やはり先ほどもちょっと裏事情みたいなことを話しましたが、ともかく行政の人全員に景観に関心を持ってもらって、なるべく耳を傾けてもらいたいのです。その第一歩で、面倒くさいものよりも、簡単にして誰もが気軽にできるようにということで、それでもどのくらい実効性が上がるのか、やってみないと少し分からない点がありますが、これは書く側からすれば面倒くさいという反応が正直なところではないのかなという気がするのです。それを面倒くさいということではなく、これはいい県をつくるために必要不可欠なものなのだと思います。是非事務局も努力をしていただきました。

いと思います。

それに、ちょっと時間を押している中大変恐縮ですが、1つだけ事務局に投げかけておきたいと思います。この攻略本ですが、先ほども例えば橋の色のところで、あの色がいいか悪いかは別としても、あれが全く門前払いになっていますよね。ものすごく大きく外れて、先ほど高橋さんだったか、藤井さんだったか、どのくらい外れているのか示してくれないと分からないという話がありましたけれども、大きく外れているのです。攻略本自体が、恐らく早く作ることを重視したと思うのです。我々は引き継ぐものとして十分な吟味を行う責務があると思うのです。これを今の基準はもちろん守るのが当然ですが、これ自体をより良くするのも景観審議会の役割だと思うのです。これについては是非もう決まったのだからこのままいきますということではなく、随時臨機応変に、おかしなところ、あるいは特に写真は入っていますが、変なものもたくさんありますよね。そういうことも含めて、先ほどの色の問題、いろいろあるので、これをより良くするというのも是非お考え、ご検討いただきたいと思いますので、これは一言コメントさせていただきたいと思います。

ほかに今のチェックシートに関連しましていかがですか、よろしいですか。

どうぞ、お願いします。

○羽生委員 かなりテクニカルな問題なのですが、このチェックシートは各課にお見せした施策検討会議には現状のとおりで諮っているのですか。

○持斎主査 今皆様のお手元にあるものは意見を受けて修正したものです。

○羽生委員 少し気になったのが、大変考えられた工夫だと思うのですが、チェックボックス2つという点でして、1つ目が特に該当する場合担当者がチェックをしていくわけですよね。

○持斎主査 はい。

○羽生委員 そうすると例えば、埼玉県産材の利用により地域性を表現するというものを該当すると判断するのは、担当者の中でどういう思考になるのだろうと考えたときに、木材を使う場合は必ずチェックをするものなのか、そもそも段階として起工は積算が済んだ段階だとおっしゃっていましたがけれども、その段階で埼玉県材なんて自分たちの頭にはない人は、該当しないと判断するのか、そういう細かい判断にすごく困るようなものが沢山あるなと思って読んでいたのです。

「該当しない」というチェックと「該当する」というチェックは、多分判断の中で随分違うと思うのです。これを各担当者が問題なく本当に起工時に、該当すると、チェックできるのであれば、特に私は何も、このままでいいと思うのですが、本当に皆さん、該当するとい

う欄にチェック可能なのかなという疑問を1つ最後に。どう修正していいかはちょっと分からないのですが、該当しないほうはチェックしやすいと思います。

○持斎主査 そうですね、原則はすべて該当するのです。

○羽生委員 そうだろうと思って読んでいました。

○持斎主査 例えば単なる塗装工事で埼玉県産材の利用というのは該当しないだろう、そういう工種によって明らかに該当しない場合は除いていただくということになります。その辺は周知を図っていく中で説明をしていきたいと考えているところですが、原則はすべて該当します。

○羽生委員 逆に該当しないほうがチェックしやすいということはないのですか。要は明らかに該当しないよねというのはわかると思うのです。ただ、該当するかもしれないものを自分でどう判断するかというのは難しいのかなと、すみません、本当にテクニカルなので、皆さんの間でつけやすいものとしてもう一度考えていただけるかなくらいでしょうか。

○持斎主査 はい、分かりました。現場の担当者と一緒にその点は検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

では、よろしければ、これは報告事項なので特段、採決は必要ないと思うので、次にいきたいと思います。

**報告事項の2、公共事業景観形成指針専門家アドバイス（案）**について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

#### **報告事項2 公共事業景観形成指針 専門家アドバイス(案)について**

○持斎主査 では、中津原委員のご報告に先立ちまして、まず、事務局からこの専門家アドバイスがどういうものなのかということとあわせて、現地の今現在の状況について、また、計画の中身について簡単にご説明させていただきたいと思います。

お手元の**資料9**をご覧ください。

まず、専門家アドバイスというのは、この埼玉県公共事業景観形成指針第6の2に基づきまして、県で基本設計を行った事業のうち景観形成上重要な事業について審議会が設計上のアドバイスを行うというものでございます。今年度につきましては、1級河川隼人堀川の岡泉調節池の事業を対象といたしまして、専門部会の委員にアドバイス案を検討していただきました。

この図面をご覧になっていただきたいのですが、まず、調節池というのは、集中豪雨など

局地的な出水によりまして河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を一時的に貯める池でございます。これによりまして、下流地域の水害を未然に防止することを目的としております。

この図面の池の下側の部分に、越流堤というのが書いてあるのが確認いただけるかと思いますが、越流堤の部分のみ一段低い堤防になっています。水面がその堤防高さを超えると隣接する調節池に自然に水が流入するという仕組みでございます。

この調節池は、1級河川隼人堀川の暫定の全体計画、10年確率、10分の1確率年というのがございまして、これは48時間で217ミリという降雨強度、これに対応するものとして作られるものでございます。今回の計画容量は4万9,000m<sup>3</sup>ということになっています。

計画されている場所ですが、埼玉県南埼玉郡白岡町大字岡泉地内というところでございまして、市街化調整区域でございます。周囲には田園風景が広がっておりまして、隼人堀川、喜千川、あと白岡町立菁莪小学校に囲まれた一角に計画されてございます。

こちらのA3資料の裏をごらんください。

この調節池は、堤防からの深さが約4.3m、掘削された法面の勾配が1対3という設計になっています。また、この堤防上、全周に安全確保のためにフェンスが設置される計画となっております。

それから、次のA3の資料でございまして、隼人堀川沿いの部分にはコンクリート構造物として35mの長さの越流堤、それから、排水施設が計画されるものとなっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○堀議長 では、中津原委員から報告をお願いいたします。

○中津原委員 それでは、3枚目のアドバイス案をご覧ください。

この作成に当たりましては、前回の審議会の午後、公共事業のアドバイスチームで見に行きました。岩松さん、深堀さん、堀さん、それから私で、高橋さんは所用で行かれなかったもので、5人のうちの4人が行って現地を見て、見た後、白岡町役場で意見交換をしておおむねの方向を決め、その上で事務局にこの文案を作っていたいただいて、それを各委員でチェックして今日出していただいたということでございます。

基本的には、先ほど持斎さんからのお話にありましたように、周辺はごく普通の田園地帯が広がっている、あるいはところどころに戸建て住宅があったり、屋敷林があったりするところですね。それから、小学校、中学校が隣接してありまして、そこの川沿いの道が小中学校の通学路になっているといったような状況であります。



その上でアドバイスの大きな趣旨としては、ア、イと書いてありますけれども、周辺の自然や田園環境になじんだ整備をしてほしいということが1点、それから、もう1点は隣接する小中学校の児童生徒に対する見え方や感じ方へ配慮した整備をする、この2点です。

その上で、アドバイスの内容としては大きく3項目にわたっております。

① 池の形状に対する配慮ということで、先ほど見た設計図では直線の法面ということになっています。この貯留量は決まっています、それを減らすわけにはいかないのですが、その範囲内で法面を自然な形状にするようにということがアドバイスの1つでございます。勾配3分の1で設計されておりますので、それを部分的に2分の1まで角度をつけるということで、うねらせるようなことが可能であろうということ、それから、コーナーもかくっかくつと曲がるのではなくて、丸く曲がっていくようにして、自然の地形のような池の形状にしてほしいということが第1点でございます。

それから、2点目は、通学路への配慮です。この川沿いの道が両方の小中学校への通学路になっておりまして、その両側に柵ができるということになります。一方では調節池への立ち入り防止の柵がありますし、片方は川への立ち入り防止の柵があるので柵に囲まれた通学路ということになります。そのため、その圧迫感を減ずるような、柵の取り付け方をしてほしいということでもあります。

具体的には、右方の図にありますように、道路ぎりぎり柵・・・これは高さ1.1mになるとありますが、その柵を立てると、小さい、背も低い子供のことでですから、本当に柵に囲まれたような道になってしまうので、それを少し法面の下の方にずらして、見かけの高さを下げて、圧迫感を減ずるといったようなことをしてほしい。それから、同時に、転落防止柵の色彩についても、ここでは彩度3以下のグレーがかかった緑色などとアドバイスしております。ただ、柵自身のデザインに関しても色ともセットになりますので、デザインを決定してから色彩も検討してほしいということです。それが2点目。

3点目の構造物、構造物というのは越流堤と、それから、排水ゲートの両方です。それについてアドバイスを最後にしております。

1つ、まず排水施設につきましては、ここで一旦越流堤から水を入れて、事がおさまると、今度はそこから川にまた水を戻す、そういう排水施設があるわけですから、そのためのポンプ場等の施設もあります。ここにつきましては排水施設ヤードの池側に植栽を施して周辺の自然となじませてほしいということが1点目。そこで木が植わっております。これはここには書いてありませんが、河川沿いの桜並木を両方の整備で切る計画ですので、その桜を植え

てはどうかというような話もありました。そこで池側に少しマウンドをつくって、そこに木を植えて周囲になじませた施設にしてほしいということです。

それから、構造物につきましては、2点ありまして、1つは排水ゲートについてです。これは今のところは門構えのようなものがあって、そこにゲートが上がっていくという、こういう構造物になっているのですが、それをゲートのないもの、あるいは回転式のもの、そういうものの採用を検討してほしいということをおっしゃっています。これはコストの問題もありますが、とにかく検討してほしいということです。

それから、越流堤、川から水が流れてくるところ、これは今コンクリートの構造物になっていますが、長期的には自然になじむような形でカゴマットの可能性を検討してほしい。網の中に石を入れたようなものを並べていくという、そういうものですが、それですと、将来的にはその間に土が入って草が生えたりして周辺になじんでいくため、これを再度検討してほしいということでございます。

以上の3点についてアドバイスをまとめたところです。

会長、何か補足があったら、お願いします。

○堀議長 いや、的確なご説明で、特にございません。

それでは、これに関しまして、ご質問、ご意見を賜りたいと思います。

○福森委員 資料11の23番です。ご案内のとおり、白岡は梨の産地なので、イブキ・ビャクシン類、これはちょっと景観審議会としてもそれくらい知っているよということで、イブキ・ビャクシン類の植栽は不可だけれども、郷土樹種として、シラカシ、こういったものを入れて、先ほど桜の伐採の話がありましたけれども、テングス病、病気にかかっているとか、伐採ならやむを得ないけれども、移植が難しいですから。であれば、こういったものと桜を混植するような、単一樹種ですけれども、やはり問題というか、病虫害に対する耐性等も考えて、四季折々の景観を考えて、こういったものとの混植、今ここに書いていませんけれども、そういったアドバイスを入れていただければと思います。以上です。

○堀議長 植栽樹種に関しては、余り議論がなかったのでしたっけ。

○中津原委員 そうですね、伐るなら桜を使ってはどうだという話はありませんけれども。

○堀議長 福森委員の意見を入れたらいかがかなと思いますので、追加していただければと思います。

○中津原委員 そうですね。

○堀議長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

私のほうから補足的なコメントをしますと、内容についてではなくて、こういう意見をもって現場の担当者はすごく喜んでいました。最初行ったときは戦々恐々、何かお叱りを受けるのかなという感じでしたが、私たちが建設的な、こういうふうにやったらもっと良くなるのではないかという意見をどんどん出したら、では早速工夫してみます、大変良かったというコメントをいただきました。私たちは、何でもかんでもいちゃもんをつけるグループではないので、是非そういう形で誤解を解きながら、より良い県の事業を進めていただくように一層今後ともなるべくこういう形で、中津原さんには大変ですが、やっていただければと思いますので、案件を是非上げてもらうようにしてください。

では、用意いたしました議題、すべて終了いたしました。

その他というのがありますが、何かございますか。

○持斎主査 特に事務局からはございません。

○堀議長 それでは、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

○毛須主任 本日は堀会長をはじめ、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

午後零時31分 閉会